

余裕期間制度実施要領

2026 年 8 月 20 日 財調管第 1427 号

(目的)

第 1 条 本要領は、工事の一部を対象に、落札者又は受注者の柔軟な工期設定を通じ、建設資材や労働者の確保等、円滑な工事体制の確立を目的として、工期に余裕期間を付して発注する制度の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 本要領は、競争契約により発注する工事に適用するものとする。

2 随意契約により発注する工事については、第 3 条第 4 号（ア）に規定する発注者指定方式による場合に限り、本要領を適用することができる。

(用語の定義)

第 3 条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （１）「実工期」とは、一般的な「工期」であり、実際の工事着手から竣工までの期間をいう。
- （２）「余裕期間」とは、契約締結日から実工期の始期の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備その他現場での施工又は施工に直接着手する行為に該当しない準備を行うことができる期間をいう。
- （３）「全体工期」とは、余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。
- （４）「余裕期間制度」とは、工期に余裕期間を付して発注し、実工期を発注者が指定、又は落札者が選択できる制度であり、次の方式による。
 - （ア）「発注者指定方式」とは、発注者が実工期の始期をあらかじめ指定する方式をいう。
 - （イ）「任意着手方式」とは、契約締結日から発注者があらかじめ設定した工事着手期限までの間で、落札者が実工期の始期を選択する方式をいう。
 - （ウ）「フレックス方式」とは、発注者があらかじめ設定した竣工期限の内で、落札者が実工期の始期及び終期を選択する方式をいう。

(対象工事)

第 4 条 余裕期間制度の対象工事は、次の各号のいずれにも該当しない工事のうち、調達部及び発注部室による協議において、余裕期間を付すことの合

理性が認められたものとする。

- (1) 余裕期間を付した場合に適正な工期の設定ができない工事
- (2) 緊急性を要する工事
- (3) その他余裕期間を付すことが適当でないと判断される工事

(余裕期間の設定)

第5条 契約責任者は、対象工事について、調達事務要領第12条に定める予算執行の承認時に、第3条第4号(ア)から(ウ)に掲げる方式のいずれかにより、余裕期間を付することができる。この場合、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 発注者指定方式による場合 通常見込まれる契約締結日、発注者が指定する実工期の始期及び実工期として必要な期間。この場合において、通常見込まれる契約締結日から実工期の始期の前日までの期間は、6か月以内とする。
- (2) 任意着手方式による場合 通常見込まれる契約締結日、工事着手期限及び実工期として必要な期間。この場合において、通常見込まれる契約締結日から工事着手期限の前日までの期間は、6か月以内とする。
- (3) フレックス方式による場合 通常見込まれる契約締結日、発注者が想定する実工期として必要な期間及び竣工期限。この場合において、竣工期限は落札者が選択し得る最長の余裕期間が6か月以内となるよう設定するものとする。

(余裕期間中の取扱い)

第6条 余裕期間中の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 余裕期間中は、現場代理人及び監理技術者等の配置を要しない。
- (2) 余裕期間中の現場立入りは、発注者が必要と認めて事前に書面又は電磁的方法により了承した場合に限り行うことができる。ただし、当該立入りは現地確認その他発注者が認めた範囲に限り、工事の施工、測量、資機材の搬入その他工事着手に該当する行為を行ってはならない。
- (3) 前号の規定にかかわらず、発注者が必要と認める場合は、余裕期間中においても、工事着手に該当しない範囲で、連絡調整、書類の提出、安全協議その他実工期の始期に向けた事務的な調整を行うことができる。
- (4) 余裕期間中の現場管理は発注者が行う。ただし、受注者又はその関係者が発注者の了承を得て現場に立ち入る場合において、当該立入り又は受注者若しくはその関係者の行為に起因して発生した損害、事故その他の事由については、受注者の責任とする。

(5) 余裕期間の設定に伴い発生する必要経費は受注者の負担とする。

(対象工事の積算)

第7条 余裕期間制度を適用しようとする対象工事について、積算及び調達事務要領第15条に定める積算審査を行う場合は、実工期に基づくものとする。

(公告資料等に記載する事項)

第8条 調達部長は、余裕期間制度を適用する工事を公告するにあたり、調達事務要領第17条各号に定める事項の他、次の各号に係る事項を公告するものとする。

- (1) 余裕期間制度対象工事であること
- (2) 余裕期間制度の方式、全体工期、余裕期間、実工期並びに発注者が指定する実工期の始期、工事着手期限又は竣工期限に関すること
- (3) その他余裕期間制度に関する必要な事項

2 余裕期間制度を適用する工事の特記仕様書には、次の各号に係る事項を明記するものとする。

- (1) 全体工期、余裕期間及び実工期並びに発注者が指定する実工期の始期、工事着手期限又は竣工期限
- (2) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと
- (3) 現場代理人及び監理技術者等は、実工期の始期から配置を求めることとし、余裕期間には配置を要さないこと
- (4) その他余裕期間制度に関する必要な事項

(契約の保証)

第9条 契約責任者及び受注者は、全体工期のほか実工期を契約書に記載する。

2 受注者は、余裕期間に関わらず、契約の締結と同時に工事請負契約条項第4条に基づく契約の保証を付さなければならない。なお、その保証期間は、全体工期にて設定する。

(前金払)

第10条 工事請負契約条項第34条に規定する前払金の請求は、工事着手日以降に行うことができるものとする。

(留意事項)

第11条 契約責任者及び落札者は、次の各号に掲げる事項を踏まえ、余裕期間制度を適用する契約を締結するものとする。

- (1) 落札者は、任意着手方式における実工期の始期、フレックス方式に

おける実工期の始期及び終期については、契約を締結するまでの間に発注者に通知書（様式１）を提出するものとする。

（２）契約責任者は、フレックス方式において、落札者が極端に短い実工期（発注者が想定する工期よりも 10%以上短い工期）を選択しようとする場合は、その理由を確認するものとする。

（３）契約責任者は、低入札価格調査の実施等により落札者の決定を保留した場合であって、契約を締結する日が実工期の始期又は工事着手期限を過ぎるときは、当該工事には余裕期間制度を適用しないものとする。

（４）受注者は、一般財団法人日本建設情報総合センター「工事实績情報システム（CORINS）」に技術者の従事期間を登録する場合において、実工期をもって登録するものとする。

（その他）

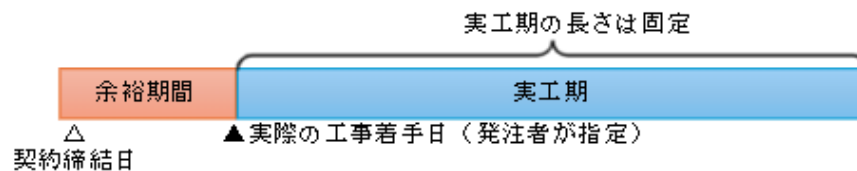
第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて契約ごとに定めるものとする。

附則

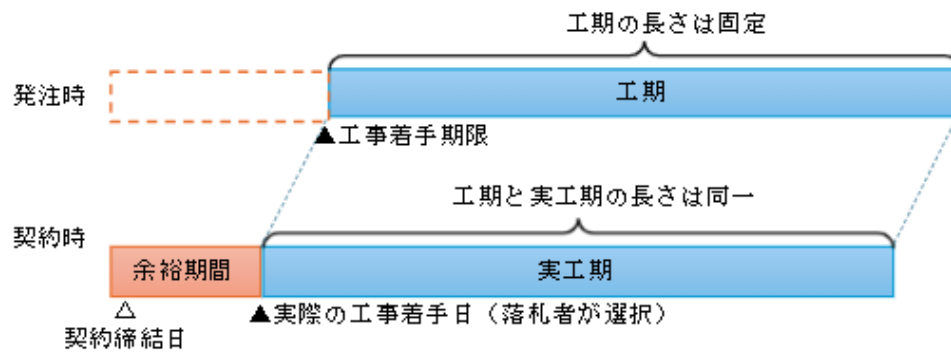
この要領は、2026年8月24日から施行する。

(参考図：余裕期間制度イメージ)

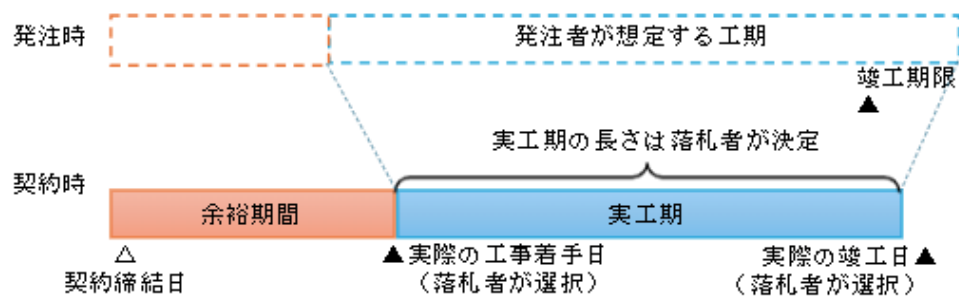
(ア) 発注者指定方式：発注者が実工期の始期をあらかじめ指定する方式



(イ) 任意着手方式：契約締結日から発注者があらかじめ設定した工事着手期限までの間で、落札者が実工期の始期を選択する方式



(ウ) フレックス方式：発注者があらかじめ設定した竣工期限の中で、落札者が実工期の始期及び終期を選択する方式



様式 1

工期通知書

〇〇年〇月〇日

成田国際空港株式会社
財務部門 調達部長 殿

落札者 住所
商号または名称
代表者氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

契約番号	
工事名	〇〇工事
契約締結予定日	〇〇年〇月〇日
実工期の始期	〇〇年〇月〇日 または 契約締結の翌日
工 期	実工期の始期から 〇〇年〇月〇日まで

※契約の締結までに提出すること。

※任意着手方式において、契約締結日までに通知がない場合は、契約締結の翌日を実工期の始期とみなす。

※契約書には、本通知書により通知した工期（実工期の始期及び終期）を記載する。